

公益財団法人さいたま市産業創造財団
平成24年度 事業計画
(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

平成24年度も、引き続きさいたま市経済政策の実行部隊として、地域経済活性化のための諸施策を積極的に展開し、創業者、経営者のサポートから従業員の福利厚生まで、幅広いサービスをワンストップで提供いたします。

○ 支援事業計画の概要

さいたま市の施策であるテクニカルブランド企業認証事業、国際ビジネス展開支援事業また、平成23年12月に国から指定を受けた地域活性化総合特区の事業等と連動し、地域経済を牽引する優秀な企業のさらなる成長を支援するとともに、相談事業等を通じて、広く市内企業の経営課題解決を支援します。また、ビジネスプランコンテストの実施やセミナーの開催等を通じて、有望な新規事業の発掘・支援に努めるとともに、地域の課題解決につながるコミュニティビジネスの育成にも取り組んでまいります。事業の企画・実施にあたっては、事業間の連携、他の支援機関等との連携に努め、効果的で効率的な運営をめざします。

○ 融資事業計画の概要

直近の中小企業景況調査によると、低迷する業況から脱却の兆しが見えるものの、中小企業の資金繰りは依然として厳しく予断を許さない状況であることから、市内中小企業者及び創業者の円滑な資金調達を支援するため、さいたま市が実施する融資制度（小口資金融資・中口資金融資・創業支援資金融資・セーフティネット資金融資・緊急特別資金融資）およびセーフティネット認定に伴う事業を受託し、相談・申込受付を引続き実施してまいります。

○ 勤労者福祉サービスセンター事業計画の概要

中小企業への福利厚生の事業を安定的・計画的に運営するため平成24年度を初年度とし平成28年度までの勤労者福祉サービスセンター経営健全化計画を策定いたしました。

多様化するニーズに対応できるよう従来の事業を発展的に見直し、積極的に近隣サービスセンターや全国、県レベルというように広域的に、合理的に事業を進めると同時に効率的な事務運営を実施し安定的な運営を図ってまいります。

また、補助金に頼らない自立化には会員の拡大が急務となっております。そこで、事業推進員の営業に対し積極的に支援、財団内各課との連携を強化し未加入事業所を入会に繋げることができるよう努めます。

平成24年度事業概要

1. 創業／新事業創出支援事業

(1) 創業者支援セミナー事業（定款第4条第1項第2号）

創業への啓発、創業段階の事業者の課題解決支援等を行うセミナーを開催する。テーマとしては、コミュニティビジネスの講座を取り入れていく予定。他の創業者支援事業とも連携して、創業者の発掘及び継続的な支援へと結びつける。

- ・セミナー（研修会） 年4回開催

(2) インキュベータ（案産館）運営事業（定款第4条第1項第2号）

創業準備コース（共同スペース1室 定員6名）、新事業コース（1室1名（社）×4室、シェアルーム1室2名×1室）の計12名（社）の収容規模を有するビジネスインキュベーション施設を運営。インキュベーションマネージャーが入居者に対して総合的な支援を行う。

(3) さいたま市ニュービジネス大賞運営事業（定款第4条第1項第2号）

さいたま市内での事業展開を考えているビジネスプランを対象にしたコンテスト。優秀な新事業計画を発掘し、事業計画作成から事業実現に向けてのサポートを行う。表彰のみならず、受賞者のPRも行っていく。

- ・年1回開催

(4) さいたま市ニュービジネス大賞受賞者特別支援事業（定款第4条第1項第2号）

上記さいたま市ニュービジネス大賞において、一定の審査を通過した優れたビジネスプランに対して行う支援事業。専門家派遣等により、販路開拓や事業発展のための課題解決を行い、事業成功の支援を行う。

(5) ベンチャー企業発掘・支援事業（定款第4条第1項第2号）

有望なビジネスモデルを有するベンチャー企業を発掘し、先輩ベンチャー経営者や地域の支援機関と連携して、さいたまのリーディングカンパニーへと導いていく。数名程度の少数の塾生に対し、経験豊富な講師や専門家による講座を開催するとともに、先進企業の見学会や塾生同士の自主勉強会等により経営者自身のマネジメント力の向上を図り、よりスピーディーで確実な事業展開と業容の拡大を目指す。

- ・第2期生（平成23年度より継続）の後期プログラムを6月まで実施予定。
- ・第3期生のプログラムを平成24年7月より平成25年3月まで実施予定。

2. 相談事業

(1) 窓口相談事業（定款第4条第1項第1号・2号）

市内企業、創業予定者等に対し、財団窓口等で、中小企業診断士等の窓口相談員が、

経営・創業相談に対応すると同時に、財団の各事業への誘導を図る。さいたま市の創業支援資金融資に関する事業計画作成支援等も行う。

平成24年度は、前年度に引き続き、相談ニーズの多いホームページ関連と専門性が必要とされるものづくり企業支援のために、それぞれ非常勤の相談員を配置する(週1回程度勤務)。

また、優秀な企業やビジネスプランの発掘、支援のため、職員等が積極的に企業を訪問し、アドバイスを実施するとともに支援事業につなげていく。

(2) 専門家相談事業(定款第4条第1項第1号・2号)

コミュニティビジネスやビジネスプランの作成など特定テーマについて、専門家による相談会等を実施する。会場は財団相談室のほか、市立中央図書館等でも実施する。

- ・年間20回程度

(3) 専門家派遣事業(定款第4条第1項第1号・2号)

創業者や事業拡大・経営革新を図る企業等の支援を中心に、様々な経営課題に対し登録専門家を派遣する。

- ・年間170回程度(内 創業者向け 20回)

3. イノベーション創出支援事業

(1) コラボさいたま運営事業(定款第4条第1項第3号)

さいたま市、さいたま商工会議所とともにコラボさいたま商工見本市を開催する。その中で、活性化につながる様々な取り組みを行う。

- ・コラボさいたま商工見本市の開催(11月予定)

(2) 組織力強化&イノベーション創出事業(定款第4条第1項第1号)

① 組織力強化研修会の実施

比較的小規模で、研修を自主的に実施していない企業を対象に、次世代リーダーの育成を目的にした研修会等を実施する。

- ・研修会 2回開催

② イノベーション創出事業

研究開発や製品のコア技術は国内で高度化しながら、広く海外にも展開を図る企業や、単なる下請けから、川下ユーザーとなる大企業の課題解決ができる提案型企業に脱皮しようとしている中小企業等に対して、職員が中心となり技術革新・提案力向上をハンズオン支援する。また、企業単体の技術力の向上だけでなく、企業連携による提案力・発信力の向上もめざしていく。

③ ポータルサイトの構築・運営

ものづくり企業の販路開拓マッチングを目的としたポータルサイト「さいたまものづくりプラットホーム」の運営を開始し、国内外への情報発信（日本語版・英語版）を行うことで、企業の受注拡大を図る。

(3) マーケティング強化支援事業（定款第4条第1項第1号）

国内展開はもちろんのこと、海外展開を行うさいたま市内の中小企業に対して、展示会出展や特許調査等の費用を補助する。

(4) 政策対応型（地域循環型）技術開発調査研究事業（定款第4条第1項第6号）

さいたま市の産業振興ビジョン等の施策推進に有効な研究開発を実施しようとする企業、又は企業・大学等の共同研究体に対して財団から事業を委託し、調査研究成果を広く上記施策の推進のために役立てていく。

例) 昨年12月に国から指定を受けた地域活性化総合特区『さいたま市「次世代自動車・スマートエネルギー特区」』の事業に参画できるようなテーマ等。

4. 広報事業

(1) ホームページ運営事業（定款第4条第1項第3号）

財団及び財団の事業の紹介、各種支援メニューの案内及び申し込み、財団支援企業のPR、その他経営・創業に役立つ情報を発信する。

(2) 情報誌発行事業（定款第4条第1項第3号）

市内企業及び創業予定者等に対し、財団の支援事業及び支援先企業の活用事例を周知し、財団利用の促進を図る。

・情報誌「Next Stage」の発行 3,000部×年2回発行

5. E-KIZUNAプロジェクト関連支援事業

(1) 研究会事業（定款第4条第1項第1号）

E-KIZUNAプロジェクト（さいたま市が行うEV（Electric Vehicle／電気自動車）普及拡大の課題解決のためのプロジェクト）に係る研究テーマについて、テクニカルブランド認証企業を中核にプロジェクトチーム等を組成し、具体的な技術研究開発及び製品化のための研究会を行う。具体的には、地域活性化総合特区事業に連動する「マイクロモビリティEV」の研究や「電動アシスト自転車」の量産化のための支援を行う。

6. 海外展開支援事業

(1) R I T 事業（定款第4条第1項第1号）

さいたま市内の中小企業の海外展開を支援するために J E T R O（日本貿易振興機構）の R I T 事業（Regional Industry Tie-Up Program／地域間交流支援事業）により、ドイツバイエルン州の企業やクラスターとの交流やマッチングを引き続き実施する。

訪独： 7月

招聘： 10～11月頃、1～2月頃（2クラスター）

7. テクニカルブランド認証企業支援事業

(1) オープンイノベーション支援事業（定款第4条第1項第1号）

① オープンイノベーション研究会支援

複数企業の共同開発新技術による事業化を目指す「研究会」の組成・運営を支援する。

② 次世代経営研究会支援

若手経営者や次世代経営を担う方々に幅広い経営テーマを討議し啓発し合う場を提供することで、次世代経営の高度化を支援する。

(2) 技術開発支援事業（定款第4条第1項第1号）

「出口」に繋がる試作・実用化等の一定の開発成果が期待できる技術開発案件を公募し、開発委託する。

(3) 経営強化支援事業（定款第4条第1項第1号）

経営強化を図ろうとする個社別の様々な案件、課題に対し、専門家派遣等により支援を実施する。（4社程度）

(4) 人材育成支援事業（定款第4条第1項第4号）

「ものづくりエリート塾」（全10回程度）を開催し、企業単独の社内教育では取り組み難い高度の社会人再教育機会と他のTB企業の社員との相互啓発機会を提供する。

8. 産学連携支援事業

(1) 産学連携推進事業（定款第4条第1項第6号）

埼玉県産業振興公社と共同運営する「産学連携支援センター埼玉」にコーディネータを2名、職員を2名、計4名配置して下記の業務を推進する。

① 産学連携相談

支援センターの窓口を中心に、産学連携を推進するため、各種相談に応じる。

② 研究開発型企業の調査・発掘

研究開発型企業を訪問してニーズ調査を行い、企業のニーズに適した、大学等の研究機関をマッチングし共同研究等へ発展させていく。

③ 大学・研究機関シーズの調査・発掘

②における企業のニーズ調査に対応できる最新の技術シーズを企業に広く提供するため、大学等の研究機関の技術シーズを調査・発掘する。

④ ①～③の活動を通し、産学官による共同研究体の形成、競争的資金の獲得支援、管理法人業務を通じた研究開発の推進などの活動を行う。

⑤ さいたま市研究開発人材高度化タスクフォース事業の実施

大学の研究室と連携し、市内中小企業と大学、双方の研究開発人材の高度化を目指す共同研究を実施する。

(2) 戦略的基盤技術高度化支援事業（定款第4条第1項第6号）

経済産業省の委託を受け、戦略的基盤技術高度化支援事業の事業管理機関として、平成22年度より「超小型内視鏡部品製造のための知的ポスト処理システムによる高精度切削加工技術の開発」、平成23年度より「温間減圧バルジ成形による生体力学的適合性に優れた大腿義足ソケット作製技術の開発」の研究開発に関わっているが、平成24年度も引き続き事業管理機関として推進していく。

9. 融資事業

(1) 融資事業（定款第4条第1項第11～13号）

さいたま市が実施する融資制度に伴う受付調査業務を受託し、融資相談から受付まで中小企業者及び創業者の資金ニーズに迅速に対応し、利用者の利便性と地域産業の振興を図る。

① 融資制度の改正

年末の資金需要に対応する「緊急特別資金融資制度」について、平成23年度は融資限度額を1,000万円を3,000万円、年利率1.3%を1.0%と融資条件を改定したが、平成24年度も同様の条件で実施予定。

② 融資制度等の推進

- (ア) 融資制度の周知及び広報
- (イ) 融資の相談及び申込受付
- (ウ) 融資枠の照会及び調査
- (エ) 中小企業診断士への診断依頼

(オ) 出張相談会の実施

(カ) セーフティネット保証制度に伴う相談・申込受付・認定及びセーフティネット資金の申込受付

10. 勤労者福祉事業

(1) 勤労者福祉に関する調査研究事業（定款第4条第1項第8号）

中小企業勤労者の要望に即した勤労者福祉の事業を実施するため、余暇施設、余暇活動、福利厚生等について調査研究を行う。

- ① 勤労者福祉サービス検討委員会の開催 年3回開催（委員8名）
- ② 全国中小企業勤労者福祉サービスセンター東日本ブロック会議
- ③ 埼玉県中小勤労者福祉サービスセンター協議会
- ④ 指定都市中小企業福祉共済団体連絡協議会
- ⑤ 全国中小企業勤労者福祉サービスセンター職員研修

(2) 勤労者福祉に関する情報提供事業（定款第4条第1項第3号）

中小企業勤労者の要望に即した勤労者福祉に関する事業の紹介及びセンターで実施する各種事業等について情報を提供する。

- ① センターニュース「ワークジョイさいたま」の発行（6,400部×6回）
- ② インターネット・携帯電話による情報提供

(3) 中小企業勤労者の福利厚生事業（定款第4条第1項第10号）

中小企業勤労者が、豊かで充実した生活を送れるよう各種事業を実施する。

① 共済給付事業

入学・結婚・出産などのお祝金や、休業などのお見舞金の給付を行う。

② 生活資金融資あつ旋事業

結婚資金、出産資金、教育資金など不時の出費に対し融資のあつ旋を行う。

③ 健康の維持増進事業

人間ドック・脳ドック受診料の一部補助（限度額6,000円）を行う。

④ 余暇活動援助事業

(ア) 飲食・ショッピング施設等の割引

会員証の提示により会員が割引サービスを受けられるよう提携を行う。

(イ) レジャー施設の割引及び補助事業

レジャー施設の入場券・フリーパス券等の一部補助を行う。

(ウ) 宿泊補助事業

提携している旅行代理店で宿泊を伴う旅行を利用する場合、会員本人に限り年度1回4,000円を補助する。

(エ) 法人会員施設の利用補助事業

法人会員施設を会員が使用する場合に料金の一部補助を行う。

(オ) 各種チケットのあつ旋

- ・映画鑑賞券・コンサートチケットなどの割引販売を行う。
- ・コンビニエンスストアとの提携により、チケットを購入した場合の代金を一部補助する。

(カ) レクリエーション事業

日帰りバス旅行、映画鑑賞会、収穫体験などを開催する。

(キ) 自己啓発事業

親子で参加できるような料理教室など、サービス検討委員会の意見も参考にし、開催を目指す。

(4) 勤労者福祉に関するその他の事業（定款第4条第1項第9号）

会員の拡大を図るとともに、割引提携やサービスメニューの拡大など会員サービスの向上を図るため各種事業を実施する。

① 会員の拡大事業

- (ア) 事業推進員及び職員の営業活動による会員の拡大を推進する。
- (イ) 会員からの紹介による会員の拡大を推進する。
- (ウ) 各種メディア等を利用したPR事業を行う。
- (エ) 窓口でチケットや参加費支払をした場合、支払った金額の2%をポイントサービスし、ポイント数に応じて割引サービスを実施する。
- (オ) 加入対象を退職者に限定した「ふるむ会員」制度を導入し、退職による退会の防止を推進する。
- (カ) ガイドブックを発行する。
- (キ) 中小企業退職金共済制度の周知を図る。

② 割引提携店の拡大

民間の福利厚生サービス「ライフサポート倶楽部」の加入を継続する。

11. 職員厚生事業

(1) 職員厚生事業（定款第4条第1項第13号）

職員の福利厚生の一環として設けている「職員厚生給与金規程」に基づき、職員の納付金（給料月額 $\frac{1000}{5}$ ）と財団負担金（職員納付金と同額）により、職員の結婚、出産、入学等の祝い金、見舞金、弔慰金等を支給する。